

世田谷区議会委員会傍聴規則

○世田谷区議会委員会傍聴規則

昭和50年10月 1 日議会規則第 1 号

改正

平成 2 年 3 月 31 日議会規則第 2 号

平成 4 年 11 月 2 日議会規則第 2 号

平成 7 年 2 月 28 日議会規則第 1 号

平成 12 年 10 月 2 日議会規則第 2 号

令和 6 年 4 月 15 日議会規則第 2 号

令和 6 年 7 月 5 日議会規則第 5 号

世田谷区議会委員会傍聴規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、世田谷区議会委員会条例（昭和 40 年 4 月世田谷区条例第 28 号）第 16 条第 2 項の規定による委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会当日委員会傍聴申込書（第 1 号様式）に所要事項を記入し、傍聴券（第 2 号様式）の交付を受けるものとする。

2 傍聴人の数は、次の各号に掲げる委員会の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 常任委員会 9 人

(2) 議会運営委員会 9 人

(3) 特別委員会（次号に掲げる委員会を除く。） 9 人

(4) 予算特別委員会及び決算特別委員会 12 人

(傍聴できない者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 拡声器又は無線機の類を携帯している者

(3) ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者

(4) はちまき、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用及び携帯している者

(5) 酒気を帯びていると思われる者

- (6) 異様な服装をしている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 帽子、コート若しくはマフラーの類を着用しないこと。
- (4) 飲食又は談笑をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。
- (6) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員会がこれを定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成2年3月31日議会規則第2号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年11月2日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年2月28日議会規則第1号)

この規則は、平成7年3月1日から施行する。

附 則 (平成12年10月2日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年4月15日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年7月5日議会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

傍聴人		住所	区	丁目	番	号	交付番号
氏名							
委員会傍聴申込書							
							年 月 日
							世田谷区議会

第2号様式（第2条関係）

傍聴人 住所 氏 名	区	交付番号 丁目	番	号
委 員 会 傍 聴 券				
年 月 日 世 田 谷 区 議 会				
傍 聴 人 の 守 る べ き 事 項				
1 傍聴人は入室に際し、バッチを胸ポケットに差し、又はピンで止め明示して着用して下さい。 2 傍聴人は世田谷区議会委員会傍聴規則を守り係員の指示に従って下さい。 3 傍聴人は傍聴するときは静粛にし、次の事項を守って下さい。 (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。 (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。 (3) 帽子、コート若しくはマフラーの類を着用しないこと。 (4) 飲食又は談笑をしないこと。 (5) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。 (6) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。				

----- 切 り 取 り -----